

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例（平成十三年岡山県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、原則として」を削り、「第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の」を「第二十九条の九第一号から第五号までのいずれかに該当する区域又は同条第六号若しくは第七号に該当する区域として知事が別に定める」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項又は法第四十三条第一項の規定による許可の申請について適用し、同日前にされた法第二十九条第一項又は法第四十三条第一項の規定による許可の申請及び当該申請（同項の規定による許可の申請を除く。）に対する許可に係る法第三十五条の二第一項の規定による変更の許可の申請については、なお従前の例による。

改正理由

都市計画法施行令の一部改正に鑑み、市街化調整区域における開発許可の対象としない区域に災害危険区域等を加える必要がある。